

栃木市結婚新生活支援補助制度の開始について



1 目 的

婚姻に伴う新生活を開始する夫婦に対して、新居の購入若しくは賃貸又は引越しに関する費用の一部を助成することにより、婚姻の成立を経済的に支援し、定住促進等に寄与すること。

ポイント

- ・経済的理由から結婚に踏み切れない男女に補助金を交付することにより、結婚を支援すること。
- ・晩婚化及び少子化の抑制、定住促進、中古住宅の流通促進（空き家の活用）が期待できること。
- ・国の結婚新生活支援事業費補助金を活用すること。

2 概 要

平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間に結婚し、市内で新生活を開始する年間所得300万円未満の夫婦に対し、住居費と引越費用を、最大18万円補助します。

住 居 費：住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料。＊勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、その額を除きます。

引越費用：新居へ引越しをするために引越業者等へ支払う費用

3 要 件

- ・夫婦の平成27年における所得の合計額が300万円未満であること。
- ・申請時において、夫婦の年齢の合計が70歳未満であること。
- ・補助金の申請及び交付の日において市内に居住していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・市税を滞納していないこと等。

4 補 助 額

平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間に支払う住居費及び引越費用の合計で、最大18万円。

5 受 付

平成28年9月1日から平成29年3月31日まで、本庁住宅課で受け付けます。

栃木市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)については、栃木市補助金等交付規則(平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 この補助金は、婚姻に伴う新生活を開始する夫婦に対して、新居の購入若しくは賃貸又は引越しに関する費用の一部を助成することにより、婚姻の成立を経済的に支援し、定住促進等に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成28年9月1日から平成29年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 新婚世帯が市内で住宅を購入又は賃借するための費用で、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、その額を除く。
- (3) 引越費用 新婚世帯が新居へ引越しをするために引越業者又は運送業者へ支払う費用をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦の平成27年における所得の合計額が300万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの計算方法により算出した額が300万円未満であること。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合は、最後に離職又は転職した月の翌月における夫婦の所得額の合算額に1.2を乗じて得た額
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(学生の修学や生活のために貸与された資金で返還する義務があるものをいう。)の返還を行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返還額を除いた額
- (2) 申請時において、夫婦の年齢の合計が70歳未満であること。
- (3) 補助金の申請及び交付の日において市内に居住していること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

- (6) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (7) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の対象及び金額）

第5条 補助金の対象は、住居費及び引越費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額とし、当該額が18万円を超える場合は18万円とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、婚姻後、複数回の転居を行った場合は、全ての住居が市内である場合に限り、婚姻後最初の住宅に係る住居費及び引越費用を対象とする。

- 2 補助金の対象となる期間は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、前条の要件を満たさなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (2) 住宅を購入する場合にあつては売買契約書の写し又は請負契約書の写し、賃貸する場合にあつては賃貸借契約書の写し
- (3) 支払済みの場合にあつては住居費の領収書又はその写し
- (4) 引越費用の領収書又はその写し
- (5) 所得証明書
- (6) 収入等現況証明書（別記様式第2号）又は無職・無収入申立書兼誓約書（別記様式第3号）
- (7) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額が分かる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請内容の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに栃木市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、前条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、交付決定通知書の写しとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他規則又はこの告示の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は、補助金を受領した後に前条の規定により交付決定の取消しを受けたときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(実績報告の省略)

第11条 規則第10条に規定する補助事業等実績報告書については、提出を要しない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成28年9月1日から施行し、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

- 2 この告示の失効の日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。